

一般社団法人日本林業協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本林業協会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、林業に関係ある各部門相互間の連絡を図り、必要に応じて林業に関する諸問題について懇談を遂げ、林材界の公正な世論を取りまとめ、我が国林業の健全な発展に資し、もって国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 林業に関する諸問題について、必要に応じ懇談を遂げ、林材界の公正な世論を明らかにすること。
 - (2) 林業部門相互の連絡を密にし、合理的な林業政策の樹立及びその円滑な実施について国会、政府その他に対し意見を具申すること。
 - (3) 林業に関する諸問題について、内外の資料を収集し、調査研究すること。
 - (4) 情報の交換、資料の頒布、機関誌の発行、講演会、研究会、懇談会の開催等により広く森林・林業についての啓発向上を図ること。
 - (5) 林業相談所を設置すること。
 - (6) 前各号の外、本会の目的達成に必要であり、かつ、適法な事項
- 2 前各号の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(会員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 林業に関係ある諸団体であつて、本会の目的に賛同し、次条の規定により本会の会員になったもの
 - (2) 賛助会員 本会の運営及び活動に協力する団体又は個人であつて、本会の目的に賛同し、次条の規定により本会の会員になったもの
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、会長が別に定めるところにより申込をし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

2 会員が会員資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

第4章 総 会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 賛助会員は総会に出席して意見を述べることができる。

3 第1項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額並びにその支給基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会の招集通知は、総会の1週間前までに正会員に対して発するものとする。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使できるときは、総会の2週間前までにその通知を発しなければならない。
- 3 前項にかかわらず、総会は、総正会員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続きを経ずして開催することができる。
- 4 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、当該理事会において理事の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

(書面等による議決権の行使及び議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、書面若しくは電磁的方法をもって議決権

- を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。
- 2 前項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(総会の決議等の省略)

- 第19条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときには、その提案を可決する旨の総会決議があったものとみなす。
- 2 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び総会において出席した正会員の中から選出された議事録署名人2名が署名又は記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

- 第21条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 12名以上18名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、6名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 理事のうち、1名を常務理事とすることができる。
- 4 第2項の会長を一般社団・財団法人法上の代表理事とし、第2項の専務理事及び第3項の常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより本会を代表しその業務を執

行する。また、副会長は会長を補佐し、専務理事及び常務理事は理事会で定めるところにより本会の業務を分担執行する。

- 3 会長及び専務理事並びに常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令及びこの定款で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(損害賠償責任の一部免除)

第28条 本会は、一般社団・財団法人法第111条第1項に定める理事及び監事の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問)

第29条 本会に、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て、会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、重要な会務に関して会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) その他法令及びこの定款で定める事項

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長又は専務理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、当該理事会において理事の中から選出する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項(第23条第3項の報告を除く。)を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、理事会に出席した会長及び監事はこれに署名又は記名押印する。

(関係部会)

第37条 本会に、理事会の決議を経て、各種の関係部会を置くことができる。

- 2 部会は、重要な会務に関して会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。
- 3 部会の権限、委員の選任及び解任その他部会に関し必要な事項は理事会にお

いて決定する。

第7章 財産及び会計

(財産)

第38条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成し、会長が管理する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、本会の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、定時総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え付けておかなければならない。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 公益目的支出計画実施報告書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号及び第6号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第43条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(剰余金の分配)

第44条 本会は、剰余金の分配を行うことはできない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第48条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置き、事務局長は理事会の決議を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告)

第49条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補 則

(実施細則)

第50条 この定款の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、飯塚昌男とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

【 沿革 】

昭和23年4月1日	任意団体として発足
昭和24年3月28日	法人組織変更の設立総会議決 4月30日農林大臣設立認可
昭和26年5月31日	第2回総会に於いて一部変更 7月18日農林大臣認可
昭和28年12月2日	第5回総会に於いて一部変更 昭和29年1月19日農林大臣認可
昭和31年12月11日	第8回総会に於いて一部変更 昭和32年3月29日農林大臣認可
昭和39年12月12日	第16回総会に於いて一部変更 昭和40年2月24日農林大臣認可
昭和43年2月27日	第20回総会に於いて一部変更 6月25日農林大臣認可
昭和49年2月26日	第26回総会に於いて一部変更 6月8日農林大臣認可
平成2年9月21日	臨時総会に於いて一部変更 11月1日農林水産大臣認可
平成12年2月25日	第52回総会に於いて一部変更 3月10日農林水産大臣認可
平成25年12月24日	内閣総理大臣が一般社団法人への移行を認可
平成26年1月6日	一般社団法人として登記完了
令和4年2月24日	第9回総会において一部変更